

**平成28年度  
第1回やまがた緑県民会議議事録**

日 時 平成28年6月2日(木)  
午後1時30分～3時40分  
場 所 自治会館401号会議室

**1 開会**

**2 あいさつ**

環境エネルギー部次長

**3 議長選出**

委員の互選により後藤 完司 委員を選出

**○議長あいさつ**

議長から議長職務代理者と議事録署名人を指名

議長職務代理者：櫻井 洋子 委員、議事録署名人：小原 芳子 委員

**4 議事**

**(1) 報告**

**①平成27年年度やまがた緑環境税活用事業の実績について**

(みどり自然課みどり県民活動推進主幹、林業振興課森林ノミクス推進主幹)

資料1にて説明

**(小松伸也 委員)**

ハード面で、ナラ枯れ二次被害対策5ヘクタールとあるが、これはどのように変わったのか。以前から比べるとずいぶん少なくなった印象がある。背景なども含めてご説明いただきたい。

**(森林ノミクス推進主幹)**

ナラ枯れの二次被害対策のナラ枯れ被害自体は、平成22年をピークに減少してきている。二次被害対策の実績として5ヘクタールという数字を上げているが、実質ナラ枯れ被害対策をした区域としてはもう少しある。実質どの位かかるのかというのは、色んなものが混在していて実績として示すことは難しいのだが、ナラ枯れ被害自体は平成22年のピーク時で、その当時の被害面積としては約2万5千ヘクタールほど。そ

れが、23年には2万4千ヘクタールほど、24年が1万6千5百ヘクタール、25年で6千ヘクタール、26年で4千4百、27年が4千8百ヘクタールで、22年のピーク時に比べて相当減って来ている状況である。ナラ枯れの二次被害対策の数字についても、それに伴って減少してきている。

**(小松伸也 委員)**

ナラ枯れの二次被害対策を始めた頃は、やりやすい所からやっていくとして、枯れたナラの木を伐採するところから始まったと認識している。斜面の急なところ、特に農業用水の施設がある斜面などにナラ枯れが発生したものについては処理しきれなかった現状があった。最近になりこれらが根返りをして農業用水の施設を痛めている元凶になっている。また、土砂などが下流に流れる元凶になっている。地域の地権者もそれで大変苦労されているところである。

対策の面積は、昨年、一昨年と40ヘクタール代の予算が計上されていた。これだけ減ってきているので、今まで手の届かなかった農業者に対する実被害のある地域に対して、丁寧な対応を検討していただければと思う。

**(森林ノミクス推進主幹)**

委員のご指摘のとおり、数量、全体の被害としては減っているが、特に被害を受けて時間が経過した場所では危険度が増している状況であり、そこは今後も事業を継続して対応したいと考えている。

**(1) 報告**

**②平成28年度やまがた緑環境税活用事業の計画等について**

**(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)**

**資料2にて全体説明**

**(川合要一 委員)**

実際にこの事業を使って森林組合の事業をやっており大変助かっている。ただ、28年度当初予算の中で2つほど今後のためにお願いをしたい事がある。

1つは、先ほど小松委員からもあったが、ナラ枯れ、それにアカマツのマツ枯れに1回環境税を使うと2回目は使えない。5、6年たつとまた赤くなるので、是非、この辺も考慮していただき、ひどい所は2回目もお願いしたい。

もう1つはクマの話で、今、ニホンジカはまだ山形県では被害が出たという報告はないが、置賜周辺はクマのクマ剥ぎでスギの皮がむかれてものすごく大変である。再生できないぐらいひどい。間伐をして、キレイに残った木をクマが剥いでしまい、殆ど再生できない。これを、例えばクマ被害に合う前に、剥皮被害防止テープや忌避剤

など、その辺も考えていただけるといいと思う。生息調査だけでは被害が留まらないので、是非、今後考えてほしい。

(林業振興課長)

1点目のナラ枯れとマツ枯れに対して緑環境税を使って整備しているが、まず今の制度で一回目だけだということだが、見直しの中で、皆様から意見を頂きいろいろ検討しているところである。

2点目のクマとシカの被害だが、確かに、シカの被害は無いが、クマ剥ぎという被害が置賜の方が多い。せっかく育てた木があつという間に、クマに皮を剥かれて枯れてしまうということで、森林研究研修センターでも研究して、ロープを巻いたり、根元に粗朶を置いたりすると通り過ぎるということもある。それを緑環境税でどうやるかは難しいところだが、別途様々な制度の中で検討させていただければと思う。

(後藤完司 議長)

川合委員、小松委員から、意見、質問があったが、28年度の事業の中に反映し、なお検討を重ねていただければありがたい。そして具体的な行動として進めていただければよろしいと思う。

それでは、平成28年度の事業について、皆様の意見をしっかり踏まえて取り組んでいただくということによろしいか。

(委員)

(異議なし)

(2) 協議

①やまがた緑環境税の評価・検証について(中間報告)(案)

②今後の評価・検証スケジュールについて

(みどり自然課課長補佐(みどり県民活動推進担当)、林業振興課課長補佐(森林整備担当))

資料3にて説明

(後藤完司 議長)

ただいま、事務局から緑環境税の評価検証について、平成19年から昨年までの分をまとめて中間報告の案ということで示していただいた。また、やまがた緑環境税の今後の評価・検証スケジュールについても説明いただいた。

本件に関して皆様からお一人お一人発言をいただきたい。

**(阿部多喜子 委員)**

今回、今議会に提出する評価・検証の案だが、数値的などころで、平成 27 年度はまだ見込みとなっているが、最終的には最終報告の段階で 27 年度の実績が載るということでよろしいか。

**(課長補佐(みどり県民活動推進担当))**

平成 27 年度の実績がそろって、最終的には修正して出すと考えている。

**(阿部多喜子 委員)**

特に意見はないのだが、本体となっている国の森林施業支援事業の補助金が随分下がったようで、ぐっと下がった場合、29 年度以降の計画を今後どのように考えていかなければならないのかと思っている。今後、本体がまた下がってくるというようなこともあり得るので、そこをちょっと頭の片隅に入れていただければと思う。

**(林業振興課長)**

今の質問の森林施業支援事業だが、これは林野庁の補助事業で、全国からの要望が多くて山形県に対する配分は大変厳しいものがある。ただ、間伐や森林施業というのは本当に喫緊の課題であり、林野庁の森林施業支援事業は減っても、例えば、TPP 対策で合板・製材生産活性化の事業であったり、そういった事業について、できる限りいろんな事業で森林整備をやりたい。併せて、緑環境税もそういった森林整備を進めるうえで非常に重要なので、一体的に進めていきたい。また、経済対策の(補正の)話も出ているので、山形県として強く要望していきたいと考えている。

**(川合要一 委員)**

今、色んなところで話題になっているのは、協定期間 20 年は長いという、前に小松委員から話は出たと思うのだが、第 1 回目の県民会議の時に、かなりもんだ記憶がある。15 年にするか 20 年にするかその時に、私は、山のことだから 20 年はあつという間だと、60 年位で伐るのだから 20 年くらいは我慢してもいいのではと言った覚えがある。ただ、いま現在、森林組合で色んな事業をやっていると、間伐は大体 5 年に 1 回とか、もう 1 回、2 回、3 回と重ねてしなければならない。その時に、この山、先程いったクマ剥ぎとかもあったが、最初手入れして 20 年にならないが、全部伐ってしまうか、という状況もある。その時に当然この(20 年の)縛りがでてくる。組合の職員といろいろ話をしたのだが、制限をかけたらどうか、例えば、伐採したら、やむを得なく伐採をしなければならない所に植栽の義務をかけるとか、再造林の義務をかけるとか、そういうペナルティーもいいのではという意見があった。私もそれもありかなと思った。今、80 年 90 年の木が売れない実は、50 年 60 年の木だと合板とかいろんな物

に売れる。でも大径木、長伐期の木はなかなか良い値段が付かない。このへんも踏まえて考えても良いかなと最近思っているところだ。

**(森林ノミクス推進主幹)**

ただいまの件について、県でもなかなか難しい所ではあるが、色々検討している。中間報告（案）の33ページの「今後のあり方」のところで、2の（1）の①に、上から4つ目の丸、協定の部分20年の関連する部分を載せている。

基本的に、協定期間20年というものは、スタートした時からしっかり森林整備をしている方との公平性や、一般の方から負担して頂いた緑環境税を有効にその機能発揮につなげるという観点で20年というのを決めてきた経緯がある。委員からあった通り、クマ剥ぎ被害など、協定締結後に、その段階で予知出来なかった事情、様々な事情で皆伐せざるを得ないということも事例として伺っており、その場合どうするのか、例えば、植栽を義務付けすることで対応できないかという意見をいただいたので、そういった対応についてどういう形で整理できるかわからないが状況を聞きながら対応を考えてまいりたい。

**(川合要一 委員)**

この縛りは20年で良いと思う。それに、ここにも載っているが準用があっても良いかなと思う。

**(後藤完司 議長)**

付帯的な条件については今後、なお継続しながら検討を進めていただきたい。

**(金澤裕子 委員)**

私からは、特に認知度の件になるのだが、普及啓発の強化という事で、間もなく平成28年度には参加目標人数10万人を達成する見込みということで、達成をした後に、次は数を増やすことを目指すのか、それともその中身の深さを目指していくのか、決めていくのが難しいところだと思った。その中でも、認知度というのは毎回会議の中でも話題になるところで、こちらも深める方法として私も良い案が思いつかず、恐縮なのだが、そういったことを皆で協議していければと思う。

**(みどり県民活動推進主幹)**

今後の目標的なものだが、おっしゃる通り今まで10万人を目標にやってきて、その後についてどうしていくか内部で検討しているところである。人数も考慮しながら、内容の充実といったところを目指すような方向性を打ち出していけないものかと内部的には検討を進めているところである。また、認知度向上に向けた取り組みについて

は、様々な認知度の高い他県の状況を聞きながら検討しているが、まずは市町村など公募事業の団体には必ずPRしてもらおうなど、また、広く広報できる事業を優先的に採択出来ないかと検討しているところだ。次回、またその次の県民会議等々で提示して検討いただければと思っている。

**(後藤完司 議長)**

ぜひ工夫・改善し、進めながら、ただ今の金澤委員の意見に沿うようにお互い努力を重ねていきたいと思う。

**(安部雄祐 委員)**

この緑環境税は、民有林の荒廃した森林の対策に対しては効果があったと思う。せっかくこうした良い事業をやっているのだから、PRも少し拡大して、もう少し認知度を高めていかなければいけないと思っている。

昨年度から始まっている再造林も、これは非常によかったなと思っている、今後我々も木材業として続けて行く中で森林が果たして継続的にできるのかと不安に思っていたので、この緑環境税で再造林の対策をしていただけたということは非常にありがたいと思っている。再造林は、その後下刈りが必要になってくるとか新たに手がかかってくる所、費用がかかってくる所も出てくると聞いており、そんな痒い所にも緑環境税が対応できるような体制を取っていければ良いのではないかと思った。

また、新しく植えた苗木も、シカに食べられてしまったということもよく聞いている。これは鳥獣被害にも関連すると思うが、そちらもこの環境税で対応できればと思っている。出口政策としてこういった環境税の事業があるということが、森林の健全な保全につながっているという感を持っており、今後とも是非続けてもらいたいと思っている。ここしばらくは、森林の環境保全という考え方がスタートだったと思うが、近年は木材利用が増えてきており、本事業の中では搬出支援が事業としてあがってきているが、この環境税を使う方もその森林が果たして環境保全に使うための山なのか、それとも木材利用を考えているのか、そのいったことも、使う方にもよく考えていただき対策していかないと、後々トラブルも出てくるという感じがしている。この辺は、非常に難しいところではあるが、後々トラブルにならないようにやっていければと思っている。

それから普及啓発、やはりPRで、私は公募事業や各市町村でやっている事業で、一般市民と触れ合う時に是非PRをしていただきたいと思う。環境税を使っていることをその場でPRしてもらえればと思っている、PRも、喋ったり旗を掲げても今ひとつ効果がないと思っている。私個人の考えとしては、ボールペン1本でも貰うと嬉しかったりするから(ペンを)配るとか、何かPR・広報の材料があるとまた認知度も違ってくるのかなと思う。公募事業をする方には、いろんなPR活動をしていただくこ

とを条件にすると、少しわかってもらえる方も増えるかと思っている。

**(後藤完司 議長)**

認知度を高める努力、それから再造林への評価、その目的が保全なのか利用なのか、合わせてのPRの手法についての提言・意見。これについてはどうか。

**(森林ノミクス推進主幹)**

再造林の関係で、委員から再造林支援だけでなく可能性として下刈り、植栽後の獣害被害対策についてもという話があった。森林所有者の現状を見ると、再造林に嵩上げしているだけでは、その後の維持管理経費もかかり負担が大きいという意見もある。ただ環境税だけで、その部分をまかなえるかという点と難しいと考えており、再造林、下刈り、保育が続いて森林の機能を維持できる格好となっているが、これについては環境税も含め、それ以外の全体的な費用負担を含めて森林を再生するための体制をどうするかを全体で考えて、その中で環境税がどのような役割を担えるか考える必要があると考えている。

また、環境保全の視点なのか資源の利活用なのかということだが、これについては、環境税は基本的に環境保全の視点でスタートしており、これらは森林整備で同意をいただく際、若しくは、所有者の意向を確認する際に十分に説明したうえで、後々そういうつもりではなかったということがないように説明して御理解をいただいたうえで整備していく必要があると考えている。

**(みどり県民活動推進主幹)**

普及啓発の話だが、委員からの話の通り、公募事業団体の活用という所は、私どもも参考にして進めたいと思っている。普及物品については鉛筆等を配布しているが、内部で効果的なものを検討したいと思っている。また、普及啓発に関しては、森林整備でも紹介したが、森林整備の効果を、環境税を負担していただいている皆様にかかるような形でお示しすることや、農業や漁業といった広い範囲に効果があるというところをPR出来る方法を模索している。今後に生かしていきたい。

**(栗原穂子 委員)**

普段は、ボランティア・市民活動の分野で活動している。今回こちらの委員に就任したが、まるきり門外漢なのかなと思っていたが、昨年現地視察をして、やはり人なんだなと感じた。私がここで話をするのもひとつかなと思った次第である。

今回3つ提案がある。1つが公募事業について、前回の会議の時の助成団体の一覧で、かなり長い年数、公募事業に採択になり継続している団体があった。ボランティア・市民活動の分野では、助成金はどんなに良い事業でもまずは3年を目途にそれ以上の

助成は普通はない。もちろん、性質上色々なものがあり、一概には言えないが、例えば固定した団体がずっと助成金をもらえば、緑環境税の普及にも影響するのかなと思ったところだ。身近な所で公募事業の団体があり、助成金を活用してイベントをしていたということを一覧表で初めて知り、そもそも助成金をいただいて事業をしていて広める意識があるのかどうかというところがあるのかなと思った。

2つ目は、ボランティア・市民活動の分野だが、今は色々な分野でボランティア・市民活動の参加が減ってきている現状がある。こちらでは、環境の分野にこれだけ右肩上がりに、参加する方が増えているのは色々な魅力があつてなのかなというところかと思うのだが、統計の取り方をお聞き出来れば。

それから、ボランティアという言葉が所々見られるが、もし、ボランティアという言葉を使いながら育成するのであれば、ボランティアについての話も少しその中でして欲しいと思っている。なぜかといえば、ボランティアという言葉があまりにも皆さんの理解がバラバラで、現場の中で不具合が生じていることもあるので。

それから3つ目だが、皆様から出ている普及啓発、その広報について、もう少し何か取り組みができないのかなと思っている。実際私たちもいろんな活動をしていて自分たちの活動を広めるというのは難しいということは十分わかっており、例えば、緑環境税の説明のチラシを配る場合に、どなたでも公募事業に提案できてお金をいただいて実施することができる、そういったことが書いてあったらどうかと思った。それは、参加者としてただ参加するのではなく、事業を実施する立場になれば思いが深まったり、近くの方に広めるという意識が働くのではないかと思ったところである。

#### (後藤完司 議長)

栗原委員からは3点、意見と質問があつた。固定化する公募団体の件について、それから所謂ボランティアということの意味・意義、その統計の取り方をどうやっているのか、普通市民団体の活動は減る傾向にあるけども、ここは増えているということでその統計の取り方について、それから、もう1点は…。

#### (栗原穂子 委員)

1つの案として、チラシで環境税についてお知らせする場合に、通常であれば公募事業をして、こういった活動をしていますといった活動報告は載ると思うが、それだけでなく、県民どなたでも活動する団体になれるというお知らせがあればどうか。

#### (みどり県民活動推進主幹)

1点目から、確かに、長期に取り組んでいる団体はある。公募事業については、説明にあつたとおり、団体数、参加数共に非常に多くの方から利用いただき、私どもも制度的にはある程度継続ということは考えなければいけないのかなと思っているが、



本来の趣旨である公益的機能の発揮に結びついているか、事業が自分達の団体の中に留まっていないか、などを考えると、やはり一定程度の年数というのは設けるにしても、改めて見直しをして取り組めるような制度、期限を設けるようなことも含めながら事業を進めていった方がいいと思っているところである。一定程度たったら見直しをして、取り組み内容を後で点検する形が望ましいと考えているところである。

3点目を先に。周知方法としてチラシの配布では、なかなか皆さんの目に届いていないところもあり、また、取り組みの実績等を載せていなかったところもある。公募事業については、障害者施設等に活用いただくなど、出来ればそういったところとの連携まで進められればという思いもあり、普及啓発方法については今後検討させていただきたいと思っている。

#### (課長補佐 (みどり県民活動推進担当))

ボランティアの参加者数の統計の件だが、集計方法として、まず10月の末に、様々な活動している団体から総合支庁に、このような活動をして何人の参加がありましたと報告いただき、それを県庁で集計して足しこんでいくという形で、年間2回ほどチェックしている。また、なぜこのように増えていくかということだが、まず10年目の大きい目標として10万人を掲げており、各総合支庁ともその目標に向かって数字目標を持って進めているという点もある。また、10年経ち様々なところで、公募団体等の宣伝等も進んでおり、そこから公募団体でも様々な形で新しい方々を森づくりに参加するという意識付けもできてきて、徐々にではあるが増えてきていると理解している。

#### (渡邊拓磨 委員)

全国的な木質バイオマス資源というのはかなり目に見えて広がってきているというのがあり、今までは間伐材を使ってという流れから、木質バイオマスありきの流れになってきた時、いろいろ問題が生じるのかなと考えている。その点、お互いがバランスよく進んでいけることも視野に入れておかないといけないと思っていた所である。

先程、ニホンジカの情報もあったが、ここ何年かでかなり自然環境が変わってきており、動物だけでなく、気候だったり気温だったりがどんどん変わる中、山形県でもニホンジカやイノシシも実際に当たり前のように見つかったり、狩猟の方が獲ったりというのがあるが、ニホンジカに関して言えば尾瀬の水芭蕉が8割方食べられている状況もあり、木の皮もかなり食べるので、それで木が枯れるとか、観光の面でも早々に手を打っておかないと、そういう害が出てくるのかなと感じている。実際にどの程度そういう動物に共生を求めるのか、それともどの程度の抑制に努めるのか、これからどうしたいのか聞きたい。

#### (後藤完司 議長)

野生動物の被害対策、それから、実際に現場で立ち会う渡邊委員の意見だが。

**(みどり自然課長)**

鳥獣と人間との関係については、基本的には環境エネルギー部としては自然との共生、動物との共生がベースにはなるが、イノシシとニホンジカについては、政府が指定管理鳥獣として、現在の頭数を目標年次を立てて半分に減らしていく特別な位置付けになっている。山形県でも昨年度にイノシシの管理計画を策定し、年間の捕獲目標も立て、農林水産部と連携しながら、捕獲する姿勢でいる。ニホンジカについては、生息域が拡大しているという情報はあるものの、その生息数の把握までは至っていない。農作物被害、林業被害についても、ニホンジカについてはまだ把握されていないという状況であり、緑環境税ではないが林野庁の補助金を使い、今年度、県内各地でカメラトラップによる生息動向、生息域の調査に着手するという状況である。

**(小原芳子 委員)**

自然環境学習や森に親しむ環境づくりの推進というところで、山形県では4ブロックに分かれ、その地域でいろいろなテーマで活動しているが、地区ごとに見ると、事業費に差があるように思う。その差は、何なのか聞きたい。

**(みどり県民活動推進主幹)**

各総合支庁の事業の件だが、総合支庁で独自に計画を立て、それぞれ必要な事業の要望を出して取り組む内容である。特に、置賜総合支庁は50万円程で、単に環境教育の指導者養成だけではなく、森づくり活動の下地づくりも含めたりと、各総合支庁独自に提案し、妥当な金額を査定して付けているものである。

**(小原芳子 委員)**

もう一つ。最上地方に住んでいるので、最上地方の活動を見ると、勉強会や普及啓発などいろいろ実施されている。高校生の参加等があり、これから指導者が増えて欲しいと思う。課題としてはPR不足ということ。PR不足もあるが、私たちのように女性の高齢者になると、どうしても関心が薄いと思う。小山浩正先生の本の中で、“緩い森歩きを始めませんか”という言葉があった。“緩い森歩き”のようなものを計画することがあったら、是非、高齢者の方を誘って参加してみたいと思った。

**(後藤完司 議長)**

まだまだPR不足だが、小山先生が書かれた本の中に“緩い森歩き”とあり、特に年長者にとっては実際に参加してもっと認知度を高めたらどうだということかと思う。この県民会議でも現地視察というのもあるので参加を。

**(林雅秀 委員)**

私からは2点。1点目は素朴な疑問というか、以前の会議で皆さん既にご存じのことかもしれないのだが、中間報告(案)の5ページの整備区分実績の針広混交林と長期育成林と里山林整備ということになっているが、この実施率を見ると、針広混交林のところ当初の計画よりも低い、理由をお聞きしたい。

2点目は、疑問になるのだが、安部委員からの保全なのか利用なのかということにも関わると思うのだが、この資料を見て、荒廃の恐れのある森林が13万ヘクタール、これまで行ってきた整備が1.1万ヘクタール位ということで、その妥当性を我々はどうか考えたらいいのか、この資料からだけだと難しいと感じるのが正直なところ。今見ている5ページの上の写真を見ると、こういったことが行われたということであれば、この写真は妥当性を非常に分かり易く説明していると思うが、これは事業の中のごく1部で、全体としての妥当性の判断は難しいと感じる。難しいとは思いますが、その説明ができるような調査なり、資料なりを考えたら良いのではないかと感じた。それは、3ページのところで説明があった予算の76%・20%・4%の割合だが、これも先程の説明だと創設時に決まったもので、それから同じであるという説明であったが、これが妥当なのかどうかということも、社会情勢の変化していくなかで、先ほどの話にあったように、森林の利用が以前に比べると増えて行くという中で、見直していくことも必要ではないかと感じたところである。

**(後藤完司 議長)**

時間も相当押しており、質問に対しての回答は後から県からまとめて願います。

**(小嶋可那子 委員)**

緑環境税が10年経ち、次のステップへということで、私も(委員として)昨年1年参加し、専門家ではない素人としての私が理解した緑環境税を見て、そこから意見を言おうと思う。

最初、わからない中で参加して、ハード事業がありソフト事業があり、啓発事業があるということ、ハード事業は森林を整備するということで、とても必要な最低限のことをやっており、重要なことなんだと理解し、人と森林をつなぐということでソフト事業があり、さらに全体、いろんな人に知っていただくため啓発事業があるというのが、私が昨年1年参加して理解したところである。ソフト事業や啓発事業の伝える部分があり、ハード事業の方もこれ以上膨らまずに済むのかなと、人が山や森林と関わり続けることで、重要なことなんだと一般の人にももっと知ってもらいたいと思った。

それで啓発事業がとても重要な部分だと思うので、報告やいろいろPR方法がある

と思うが、私が感じた素人なりの意見としては、広告と言うと一方向的というか、広告効果というのはあまりわからなかったりするので、フィードバック等があると良いと思う。1冊の冊子を作り配るのはとても大事だと思うが、配って終わりにせず、小学校の副教材などに使われているという事だが、使用率7割とあったのでこれを10割にするよう努力していく、緑環境税の認知度が県民の4割ということだったので、全国で何番目か忘れたが、全国ナンバーワンを目指していく、というように考えていくことが出来るのではと思った。

**(高谷時子 委員)**

先程から、広報活動が不十分ではないかという話が沢山出たが、事務的なことをやっていて感じることは、6月分から住民税が新しく変更になって、給料から毎月このように引かれますよという書類が給料計算の中に入っていると思うのだが、それを入れるにあたり、税金がいくらですよという中の欄外にでも税金の中の緑環境でこういう活動をしているという印刷をしてもらおうと、納税者が皆わかり、手っ取り早い広報活動ではないかと思う。法人の関係では、企業としていくらと資本金に応じて緑環境税はなっているが、個人としての認識が非常に足りない中で、そういった広報のやり方もいかがかなと思う。

**(後藤完司 議長)**

なるほど。緑環境税に関しては何らかの形で負担者に対して、表示もしくはわかるような表現があった方がいいのではという意見。そうすることで、自分が負担しているという認識がより高まり、認知度も高まるのではないかということ。

**(遠藤政子 委員)**

ここに来るまで、やまがた緑環境税とはどんなものかと皆さんに言われた。漁師と山は正反対なような事業なもので、漁業者にもっとPRして浸透してもらえれば良いなと思う。今回は、豊かな海づくり大会で、山・川・海といのちのリレーという題名で繋がっており、今日はまず来たところである。

この税金をよく見てみると、油戸の方に植樹して20年位になった。皆さんボランティアや県、小学生、女性部、漁業者が年1回は下刈りをしている。だから、そういったお金で皆さんから育てていただいているんだと思いながら、私が皆さんにこういうお金でこうだよと言ってもまだまだそういうことが浸透していないので、先程どなたかが言ったようにペンの1本でもいいから、そういうことで皆さんにPRできて、こういう事業も漁業者と協賛していかなければということでPR出来たらいいなと思っている。

(後藤完司 議長)

漁業の関係者として、お互いリンクしているんだなという認識・感想であった。また、広報の手法・ツールということでの検討・要望であった。

(櫻井洋子 委員)

今後のあり方の中に、新しい3つの施策を柱にしていくということが出され、10年経過してまた一歩進んだそうした考えが出てきたことがいいなと感じた。特に「県民みんなで支える森づくりの推進」という言葉の辺りに、今まで認知度が高まらなかったということはあるが、そこも含めて、ここに大きな言葉だけでなく意味合いがあるのではないかと、これから大いに期待したいと思った。そして、さらにもう一方、「森に親しむ環境づくりの推進」の中に、暮らしの中に木を使うというような、さらに暮らしの中にも深めていくということがでてきた。さらに学校として考えた時、森林環境教育を強化するということや、2つ目の所に“木育”ということが出ていて、学校では教育活動がある中で選択の幅が広がるのかなと捉えさせていただいた。そうした時に、1つ目の丸の森林環境教育とここにも言葉が出てきており、2つ目にも森林環境学習ということがあがるが、2つ目の所には“木育”というような言葉もあり、どのような言葉の使われ方というか、具体的にイメージしていったらいいのかと思ったところである。この辺りは、これからもっと精査されるようなものと思う。

(後藤完司 議長)

最後になるが、まとめも含めて小松委員から何かあるか。

(小松伸也 委員)

沢山の意見が皆さんからでてきていて、ここで重ねるようなことはないのだが、まだ出てないところで申しあげたい。

使われ方の妥当性で考えた時、鳥獣保護管理法推進事業がある。これは鳥獣管理計画策定のため生態動向調査をすることにお金を緑環境税から入れている。これは、先程来、出ているようにクマ被害やシカ被害に対して、それに対応するための予算を緑環境税から使われることについては疑問を持たないが、こうした基礎調査をなぜ緑環境税で行わなければいけないのか。本来、国が定める法律に対して県は条例等を作成し、基礎調査というのは県の別の予算で環境関係の予算でしっかりしていただいて、そこで出てきた様々な問題点に対して緑環境税が対策として使われるならまだ分かるが、この辺は是非検討するべきだと思った。それから、PRとか啓蒙が非常に大事だというのは皆さんも委員の方々も共通の意見であった。様々な良いご提案もあったかと思うが、議員として県庁にいて気がつくのは、県庁の中こそ分かっているか？ということ。担当部局の方々には、これについてよく何に使われて、どんな効果があるかと

分かっていると思うが、それこそ他の部局でこの緑環境税のことをちゃんと啓蒙されているんだろうかと疑問を持つ。まずはここから始めなければいけないのではという意見である。例えば、PRする時に、森林や環境の専門である皆さんがPRを考えると思うが、PRの仕方が得意な人はもっと違う部署に沢山いる。例えば、広報部局の方々とPRの仕方を話し合っ、情報交換するであるとか、教育に関しても教育部局と横串を通しながら一緒にやるとか、横串を通すことによって、県庁内の啓蒙もさらに高まるのではないかと思った。是非、苦手な分野を無理して頭ひねるよりもそういう人達に力を借りる、もしくはそちらに任せる、情報交換等をする、ということが、今から大事なのではないかと思っている。

安部委員からあった運搬補助について、環境のためなのか販売のためなのか、あの意見には深い事情があると理解している。その補助金がしっかりと当初の目的に適った使われ方がするように、是非しっかりとした管理を願いたい。

もう1点だけ、川合委員からあった協定期間20年の件、まさしく同感である。目的として県民生活のために公益的機能の発揮に資する森林にするために間伐をするわけで、木を切らないことだけが県民の環境維持に寄与するのか、ということがあると思う。もし伐ったとしても、何も役に立たないところまで置いて木の中が空になって使えなくなるよりも、適した伐期の時に伐って、その後に再造林するというをちゃんとやっていけば、これは県民の環境に資する方策に繋がるわけである。そうしたことを、義務づけることも含めての20年というような考え方に、単に木を伐るのではなくて本来の目的に適った期限の考え方に移行できるように検討いただければと思う。

#### (後藤完司 議長)

これまでの件について、県から回答いただけるか。

#### (みどり県民活動推進主幹)

皆さんからたくさんの方の普及啓発活動の色々な意見をいただき、それについては本当に参考にさせていただき、色々な取り組みの具現化について検討していきたいと思う。櫻井委員からの森林環境教育と環境学習のことだが、森林環境教育は学校教育の件で、森林環境学習はもう少し広く園児から大人までと含めて書いたが、これは今後、検討させていただく内容であると思っている。

#### (みどり自然課長)

鳥獣保護管理法推進事業費は、県の一般財源を充てている事業と、緑環境税を充てている事業が混在している事業になっている。緑環境税を充てている事業としては、内陸地域から庄内地域にニホンジカやイノシシの生息状況が広がっていくことが予想されるので、生息動向をおさえるため、昨年であれば36万円ほどの事業費を充てた。

後は、同じく庄内地域に着目してのニホンザル等の侵入状況の調査、ツキノワグマの捕獲の関係ということで、先程申し上げた指定管理鳥獣のイノシシの計画策定については、県の一般財源でやっていて、直接充ててはいない。第二種特定鳥獣ということで山形県が独自に定めているツキノワグマ、ニホンザルがあり、そういった計画も策定しているが、直接計画策定のための経費には充てていない。実績報告のところの一部誤解を与える表現になっており、ここは精査させていただきたいと思っている。もともと山形県はツキノワグマの生息動向をおさえて捕獲の上限数を定め、春季捕獲などを進めてきたという以前からの取組みがあり、生息数をおさえるためには何らかの調査が必要だということで、従来から税を充ててきたという状況にある。

**(後藤完司 議長)**

是非、その所をわかりやすく示していただければと思う。

大変活発に有意義な意見をいただいた。平成 28 年度の緑環境税の今後の進め方についても、これまでの 10 年間で振り返った経験もしくは実績から、これからの進め方に大変価値のあるものが出たようである。是非、当該部局にも意見をしっかり受けていただき、平成 28 年度の進め方について反映をしていただければと思う。

ここまでの意見は、次の県民会議まで整理して、今回の中間報告(案)については、議長に一任いただく。

いずれにしても、継続は力なりという言葉があるが、これまでの 10 年の実績、経験を加味して、今年度も積極的な県民会議にして参りたいと思うので、よろしく願います。

以上をもって、本日予定していた議事については終了する。

**5 その他**

(特になし)

**6 閉会**